

水俣市高等教育・研究活動拠点施設使用料減免等取扱要項

(趣旨)

**第1条** この要項は、水俣市高等教育・研究活動拠点施設の設置等に関する条例施行規則（平成28年規則第12号。以下「規則」という。）第4条及び第9条の規定に関する取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 一定の目的と計画に基づいて実施する催しをいう。
- (2) 主催 事業の企画立案、経費及び責任の全てを負うことをいう。
- (3) 高等教育 就学前教育、初等教育（小学校）、中等教育（中学校・高等学校）の次段階の教育課程である高等教育を提供する教育機関をいう。
- (4) 研究機関 文部科学省の科学研究費補助金など、日本学術振興会が実施する制度の対象機関をいう。

(優先使用基準)

**第3条** 次に掲げる事業を行う者は、規則第4条に規定する使用許可申請期間に先駆けて使用の許可を申請することができる。

- (1) 水俣市が主催又は共催する事業
- (2) 水俣市以外の官公庁が主催又は共催する事業
- (3) 初等・中等・高等教育機関及び研究機関が主催又は共催する重要な事業
- (4) 国際規模、全国規模の学会等の事業
- (5) その他特に市長が認めた事業

(市長が必要と認める場合)

**第4条** 規則第9条第1項第6号に規定する「市長が必要と認める場合」とは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 水俣環境アカデミアの設置の趣旨、活動指針等に合致する取組であること。
- (2) 水俣市民の福祉の向上や利益につながる取組であること。

附 則

この要項は、公布の日から施行し、平成28年6月14日から適用する。